

## 事例：令和5年9月24日 台風12号被害 住宅・家財・自動車浸水

住所 藤枝市青木1丁目1-1

氏名 市税太郎（43歳）の損失額を計算

### 1 家族状況

妻（40歳）、子供2人（長男18歳（令和5年11月1日に誕生日を迎えた。）と次男11歳）の4人家族

### 2 令和4年合計所得金額

太郎：5,020,000円（給与所得5,020,000円（給与収入6,800,000円）のみ）

### 3 令和5年9月台風による被災状況

#### (1) 住宅

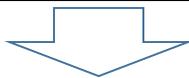
- ・平成14年4月に建築、木造2階建住宅、総床面積100㎡、住宅の持分：太郎100%  
固定資産評価額7,867,600円
- ・河川の越水により、土砂の流入を伴う床下浸水被害があり、浸水時間は12時間  
住宅の外壁にひび割れあり、罹災証明書の交付あり（半壊（損害割合29%）、床下浸水）
- ・修繕費用、除去費用の支出はない
- ・保険金等は受け取っていない

#### (2) 家財

- ・土砂の流入を伴う浸水被害（取得価額不明）
- ・修繕費用、除去費用の支出はない
- ・保険金等は受け取っていない

#### (3) 自家用自動車

- ・通勤用として使用
- ・平成29年10月購入、取得価額2,500,000円、普通車
- ・水没により補修を加えても再び使用できないため廃車
- ・保険金200,000円受け取る予定



### 住宅の被害割合：①損壊区分

損壊割合29%＝住宅の主要構造部の被害額が時価の20%以上50%未満→半壊50%

### ②浸水区分（浸水被害がある場合、損壊区分に浸水区分の割合を加算）

土砂を伴うため上段の割合を使用、浸水時間24時間未満のため15%の加算はしない  
→床下15%

合計 ①50% + ②15% = 65%

家族構成別家財評価額：世帯主の年齢43歳（40～49歳）、夫婦 → 11,000,000円

生計を一にする親族による加算額：長男は9月時点で18歳未満＝子供（18歳未満の者）

子供 800,000円 × 2人 = 1,600,000円

### 家財の被害割合：①損壊区分

損壊割合29%＝住宅の主要構造部の被害額が時価の20%以上50%未満→半壊50%

### ②浸水区分（浸水被害がある場合、損壊区分に浸水区分の割合を加算）

土砂を伴うため上段の割合を使用、浸水時間24時間未満のため15%の加算はしない  
→床下 加算無し

合計 ①50% + ②0% = 50%

車両の償却率：普通自動車 0.111

車両の経過年数：4年11月 → 5年

車両の被害割合：廃車 → 100%

記載例

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 藤枝市青木1丁目1-1

氏名 市税 太郎

損害年月日	R5.9.24	損害の原因	令和5年9月台風12号
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類	住宅・その他 ( )	住宅・その他 ( )	
住宅の区分	平屋 二階建・その他 ( )	平屋・二階建・その他 ( )	
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート・鉄骨造 その他 ( )	木造・鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート・鉄骨造 その他 ( )	
住宅の取得年月	平成14年4月	年 月	
住宅の床面積	100.00㎡	㎡	
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 一部破損・床上浸水 cm・床下	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸水時間	24時間以上・24時間未満	24時間以上・24時間未満	
土砂(海水)の流入	有 無	有・無	
1 住宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	
	(2) (1)以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡×_____㎡ = _____円
	(①・②)×0.9×償却率×経過年数 ( ) ( 年)	③	
	被災直前の時価相当額 ((①・②)-③) ※1	④	7,867,600
	損害額 (④×被害割合 (6.5%))	⑤	5,113,940
	保険金などで補てんされる金額	⑥	0
	差引損失額 (⑤-⑥)	⑦	5,113,940
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 4.3歳 夫婦・独身)	⑨	11,000,000
	(1)以外の場合 生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき1,300,000円 子供(18歳未満の者)1人につき 800,000円	⑩	大人 1,300,000円×_____人 = _____円 子供 800,000円× 2人 = 1,600,000円 計 _____ 1,600,000円
	被災直前の時価相当額 (⑨+⑩) ※2	⑪	12,600,000
	損失額 ((⑧・⑪)×被害割合 (5.0%))	⑫	6,300,000
	保険金などで補てんされる金額	⑬	0
差引損失額 (⑫-⑬)	⑭	6,300,000	
3 車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽
	取得年月	平成29年10月	年 月
	車両の取得価額	⑮	2,500,000
	⑮×0.9×償却率×経過年数 (0.111) (5年)	⑯	1,248,750
	被災直前の時価相当額 (⑮-⑯)	⑰	1,251,250
	損失額 (⑰×被害割合 (10.0%))	⑱	1,251,250
	保険金などで補てんされる金額	⑲	200,000
差引損失額 (⑱-⑲)	⑳	1,051,250	
損失額の合計 (⑦+⑭+⑳)	㉑	12,465,190	

※1 住宅が共有の場合、持分で按分した額となる。固定資産税評価額とすることができる。

※2 共働きの場合、家財は所得金額に応じて按分した額となる。